

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 掩体監視装置J/GXX-5 光ケーブル布設及び構成品の調整
(2) 履行期限 令和9年3月26日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年10月16日 (金) 14時00分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎1階会計隊入札室) |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の許可 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3668)
FAX (0176) 53-5464 |

担当: 庄司

入札書

令和8年10月16日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生

申 込 者 住 所

会 社 名

代表者職位氏名

殿

履行期限		令和9年3月26日		履行場所		航空自衛隊三沢基地	
品 名 (件 名)	規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
掩体監視装置J/GXX-5 光ケーブル布設及び構成 品の調整	仕様書のとおり		式	1			税抜
	－ 以 下 余 白 －						
入 札 金 額 ￥							
備 考(辞退理由等)							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類		役 務 仕 様 書	
	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物品番号	5836－427-7503－5		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	掩体監視装置 J / G X X － 5 光ケーブル布設及 び構成品の調整		三基 L P S － X 5 8 0 0 5	
			承 認	令和 8 年 9 月 1 8 日
			作 成	令和 8 年 9 月 1 8 日
			改 正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
			作成部隊名	第 3 航空団整備補給群整備隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊三沢基地における光ケーブル布設及び構成品の調整役務について規定する。

1.2 役務実施場所

航空自衛隊三沢基地（細部は別図のとおり）

1.3 関連文書

J . T . O . 3 1 W 2 － 2 J G X X 5 － 1 1

2 役務要求事項

2.1 役務概要

1 7 3 建屋内通信電子機器室内の掩体監視装置 J / G X X － 5 から各マンホール内既設管路に光ケーブルを布設し、布設後の関連機器に対する作動調整等を実施する。

2.2 適用範囲

下記に示す物品の設置および調整を実施。

品 名	規 格	数量	単位	備 考
SM 型光ファイバーケーブル	S M － 3 2 C	2 2 0	m	地下既設管路内布設
掩体監視装置	J / G X X － 5	1	式	調整、動作確認

品名又は件名	掩体監視装置 J / G X X - 5 光ケーブル布設及び構成品の調整
--------	--------------------------------------

2.3 役務の内容

- a) 173 建屋内通信電子機器室内の掩体監視装置 J / G X X - 5 本体から床下に埋設されている管路を通し、マンホール E - 2 経由でマンホール E - 2 - 1 まで光ファイバーケーブルを布設する。光クロージャ再接続材を用いて、マンホール E - 2 - 1 内にて光ファイバーケーブルのクロージャへの接続および融着を実施する。光ファイバーケーブル本体、ケーブルと掩体監視装置 J / G X X - 5 との接続、融着、測定および布設に必要な資器材等の準備は、契約相手方で行う。
- b) マンホール E - 2 - 1 から E - 2 - 2 を経由して、マンホール C - 7 まで管路内に光ケーブルを布設する。マンホール C - 7 内の成端箱内において、光ファイバーケーブルの融着成端接続を実施する。光ファイバーケーブル本体、ケーブルの布設、接続、融着および測定に必要な資器材の準備は、契約相手方で行う。
- c) 光ファイバーケーブル布設および接続完了後、173 建屋内通信電子機器室に設置されている掩体監視装置 J / G X X - 5 本体と、構成品の動作確認試験等機器の正常作動に必要な各種試験を実施し、異常の無いことを確認する。

3 監督及び検査

監督及び検査は、仕様書に従い実施する。

4 提出書類

契約相手方は作業にあたって契約締結後、作業工程表を作成（契約相手方任意様式）し監督官の確認を受け提出する。

5 一般共通事項

5.1 一般事項

- a) 本役務に関する全責任は、契約相手方が負う。
- b) 作業に立ち入る者は契約締結後、以下の情報を事前に提出する。
 - 1) 日時（期間）
 - 2) 会社及び所属名（フリガナ）
 - 3) 氏名（フリガナ）
 - 4) 住所、本籍（本籍は市町村まで）
 - 5) 連絡先
 - 6) 車両（車両番号、メーカー、色、車名）
 - 7) 代表者
 - 8) 車両運転手
- c) 本作業にあたっては本仕様書ほか基地諸規則を厳守し、監督官の指示を受け、遺漏無く作業を実施する。ただし、本作業に関係がない事項については適用しない。
- d) 本作業にあたっては監督官とよく調整し、連絡不十分等による作業の誤りや遅延等を避けなければならない。

品名又は件目	掩体監視装置 J / G X X - 5 光ケーブル布設及び構成品の調整
--------	--------------------------------------

5.2 法令の厳守

契約相手方は、作業の実施にあたり関連する諸規則を厳守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。

5.3 疑義

仕様書の内容に相違がある場合や明示の無い場合又は疑いを生じた場合には、監督官と調整するものとする。

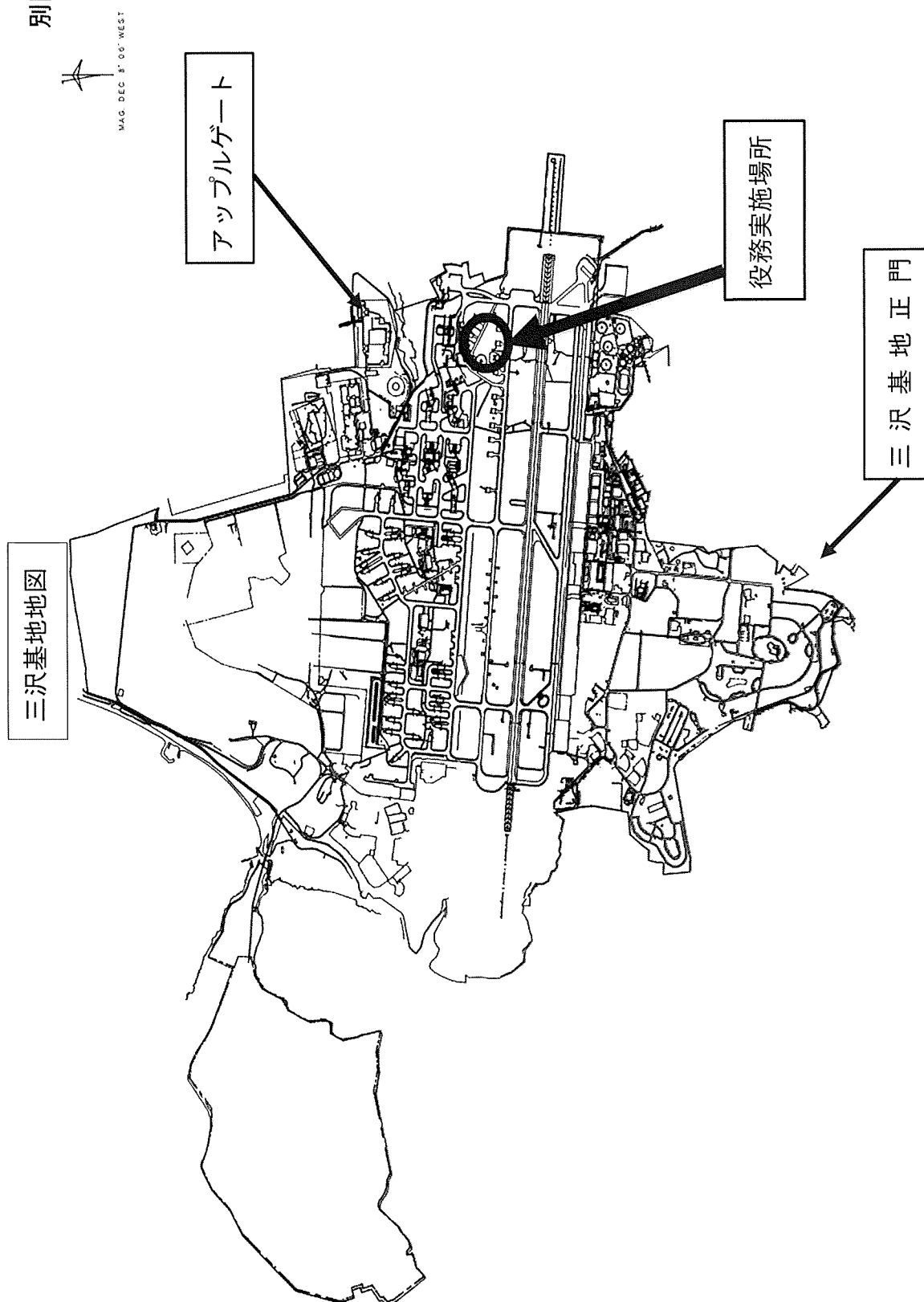
5.4 作業現場管理

- a) 作業安全については、不可抗力による事象を除き、すべて契約相手方の責任とする。
- b) 実施にあたっては常に作業及び周囲の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。
- c) 作業現場においては常に整理整頓を行い、危険個所の点検を行う等の事故防止に努めなければならない。
- d) 日々の作業完了に際しては、当該作業に関する部分の清掃及び後片付けを実施しなければならない。
- e) 配線の取外し及び撤去作業を実施する場合は、検電器等を用いて通電していない状態である事を確認してから作業を実施しなければならない。

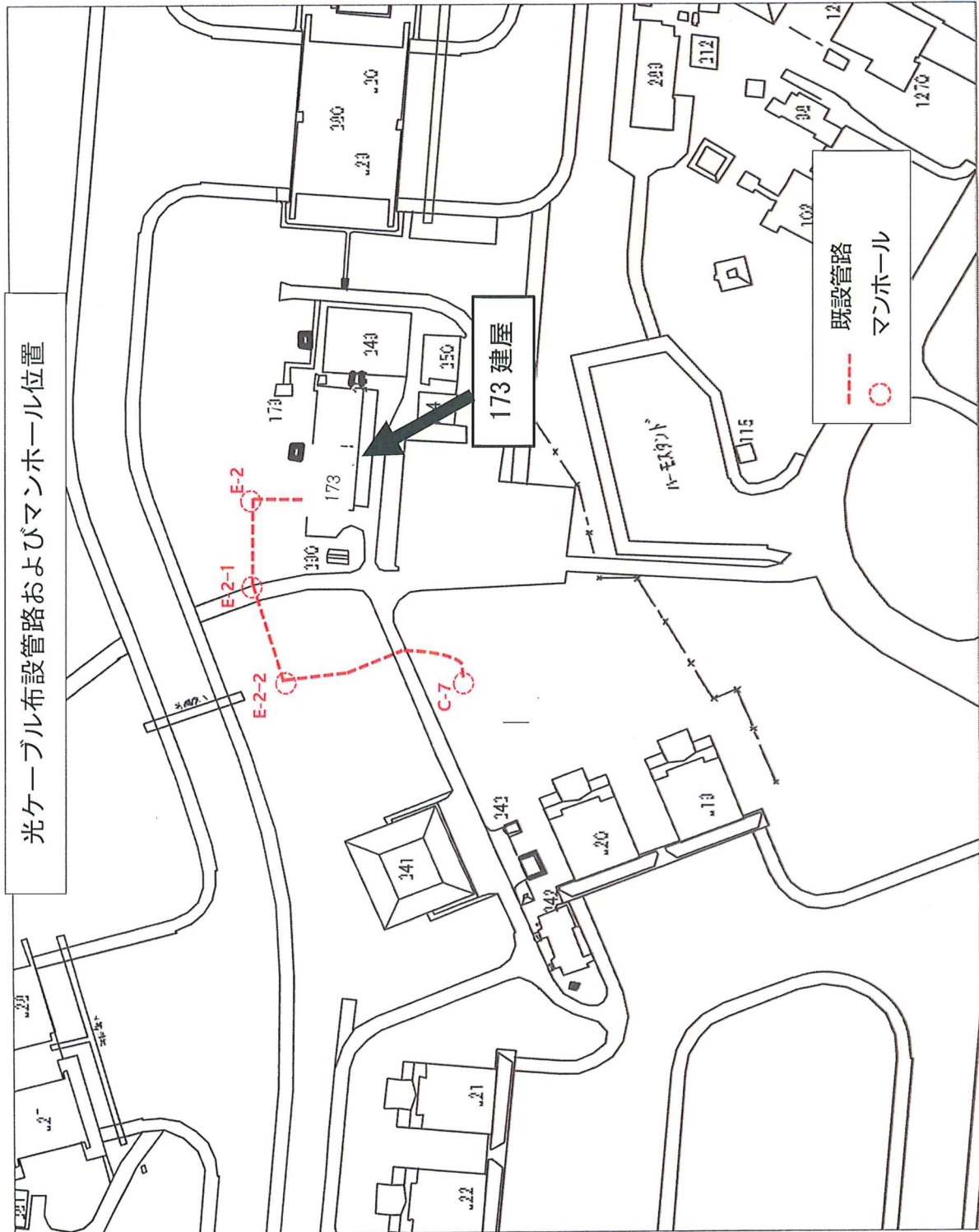
5.5 構造物等に対する注意

作業中は他の構造物等に損傷を与えないように必要な処置を執るとともに、十分な注意を払うものとする。万一、他に損害を与えた場合は官側に報告するとともに、契約相手方の負担において完全に修復を行うものとする。

別図1



別図 2



別図 3

構内通信線路

